

事務連絡
令和3年5月25日

各都道府県・市町村・特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン接種における予診時の確認について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

効率的かつ効果的な問診の実施に当たっての留意事項や参考情報について、別添の事務連絡によりお示ししているところです。何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取り扱い及びその考え方について、更に明確化することで円滑な接種に資するよう、以下の通りお示ししますので、接種に当たって参考にするとともに、管内の医療団体・医療機関への周知をお願いいたします。

記

- 予診票の「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいかと言われましたか」の設問に「いいえ」と回答した接種希望者のうち、かかりつけの医師に確認せずに接種を希望した場合についても、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能です。
- 被接種者が、病状に応じ、自らかかりつけ医師への受診時に接種の相談をすることは望ましいと考えられるものの、市町村が、被接種者に対し、かかりつけの医師に接種の可否を必ず予め確認するよう一律に求めるものではありません。
- 予診票が正確に記入されているか、看護師や事務職員等が医師の予診に先立って確認し、留意すべき回答の有無を明確にしておくことで、円滑な予診に資すると考えられます。
- 接種希望者が基礎疾患を有していたり、服薬をしている場合であっても、接種の判断や接種後の処置に影響する状況は限られており、予診において、そうした状況に該当するかどうかを判断できれば足りるものであり、接種希望者の有する疾患や服薬内容を全て明らかにすることを要するものではありません。なお、こうした状況に該当するかどうかの判断の参考にさせていただくよう「予診票の確認のポイント」をお示ししているのでご参照ください。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室・厚生労働省医政局医事課事務連絡令和3年3月31日)

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver2.0 について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡令和3年5月21日)